

「ナシヨナリテイ」の境界をめぐる理論的一考察

鈴木 是生

はじめに

序章 「国民国家」と「ナシヨナリテイ」

——「冷戦後」の民族・地域紛争と問われる境界

第一章 「国民国家」と「ナシヨナリテイ」の境界

第一節 「国民国家」の理念——その展開と変容

第二節 「国民国家」の相貌——その擬制と現実

第二章 「国民国家」と「ナシヨナリテイ」の再編

第一節 「国民国家」の統合——多文化主義論

第二節 「国民国家」の再編——差異の制度化

結章 「国民国家」と「ナシヨナリテイ」の論理

——グローバル化のナシヨナリテイの論理と包摂と排除

## はじめに

米ソ冷戦の終結は、「東西」両陣営の境界を取り払い、体制選択を軸とした「東西」の「南」に対する勢力圏争い、関与と介入のあり方を変えてきた。同時に、この境界の消滅は、経済的グローバリゼーションの地理的拡大を促してきた。経済的グローバリゼーションの深化は主権国家の領域的性格を稀薄化するとともに、その領域によって規定されてきた「国民(nation)」の越境をさらに促している。しかし、このようなグローバリゼーションのもと、「東」と「南」の「国民」はその境界の再画定をめぐって多くの紛争を惹き起こしてきた。

また、冷戦の終結を米国の単極支配あるいは覇権的地位の確立と位置づければ、それらは、冷戦という「世界戦争」の「戦後処理」とも捉えられる。二つの世界大戦においても、「国民」の境界が画定・再編されながら、経済、軍事、文化すべての領域にわたって勝者による「新しい世界秩序」の構築が目論まれてきたからである。そのような点から、冷戦の終結から今日までを「冷戦後」という一つの過程としてみることもできるであろう。

このように、一方ではグローバリゼーションによる主権国家の相対化、同質化が論じられ、他方では民族・地域紛争が「国民」やエスニック集団の境界をいっそう差異化しつつあるかにもえる。ここでは冷戦後という時代における「国民／民族(nation)」と「国民国家」の意味が再度問われなければならない。本稿の目的は、「国民国家」論ともいべき視点を土台に、「国民／民族」の境界の形成と展開をリベラル・デモクラシー(自由主義経済にもとづく制度的民主主義)の浸透過程として叙述し、グローバリゼーション時代の「国民国家」の再編を検討することにある。

まず、「国民国家」論を展開する分析視角としてリベラル・デモクラシーとグローバリゼーションが提示される。

第一に、リベラル・デモクラシーは、主権国家システムの形成とともに画定されてきた境界にもとづく「国民統合」のイデオロギー的支えとされてきた。第二に、グローバリゼーションの視角は、今日の「国民国家」のゆくえを展望し、また民族・地域紛争との関係を分析するためには不可欠である（序章）。

つぎに、冷戦後の民族・地域紛争をめぐる議論を踏まえ、「国民国家」の理念を中心に考察していく。その際、「国民国家」の複合性、多民族性に言及しながら、グローバリゼーションのなかの「国民国家」をその擬制と現実の両面から見直してみたい（第一章）。

さらに、このなかで再編されつつある「国民国家」のあり方について、制度化されたデモクラシーのなかで企図される多文化主義論について検討を加え、そこでの問題点をアイデンティティの観点から評価する（第二章）。

最後に、民族・地域紛争に対する国際社会の対応（とくに「人道的介入」）を念頭に、「新しい世界秩序」の形成と「国民国家」の関係にも言及したい。「グローバリズム」は「新世界秩序」を編みだそうとするパワー・ポリテイクスの新たな形の表出として捉えられるのではないだろうか。リベラル・デモクラシーとグローバリゼーションの相互関連、より具体的にはその「共犯性」を問題提起として結びに代えたい（結章）。

なお、本稿の表題と章立てには「ナショナリティ」という多義的な概念を用いている。本論では、「ナショナリティ」を法的・政治的枠組として「国籍」「国民」、社会的・文化的な意味としては「国民性」「国民であること」など、原則的には使い分けているが、便宜上この表記を用いることにする。<sup>(1)</sup>

## 序 章 「国民国家」と「ナショナルイティ」

## ——「冷戦後」の民族・地域紛争と問われる境界

## 「冷戦後」の民族・地域紛争

F・フクヤマはその「歴史の終焉」論で市場経済と不可分のリベラル・デモクラシーを冷戦後のあるべき理念として位置づけたが、ここではイデオロギー対立なき「一つの世界」がグローバリゼーションの進展と相俟ってイメージされてきた。<sup>(2)</sup> 例えば、一九九〇年の湾岸危機から翌年の湾岸戦争にかけて、ブッシュ米国大統領は軍事的動員を求める議会演説（九〇年八月）のなかで「自由と正義」にもとづく「新しい世界秩序」を説いた。<sup>(3)</sup> それは具体的に構想されることはなかったが、このレトリックはいわば「冷戦勝利論」として西側諸国のなかに大きな反響を呼び起こした。<sup>(4)</sup>

これに対し、冷戦後に遍くみられた紛争を捉えてB・アンダーソンが「新しい世界無秩序」を提起したように、<sup>(5)</sup> 民族・地域紛争の「噴出」が冷戦後の秩序創出を攪乱してきたことも事実である。アンダーソンは、冷戦後のナショナルリズムが「世界秩序」へ及ぼすインパクトを主張したのであった。また、多民族国家として諸民族を束ねてきたソ連と旧ユーゴスラヴィアでの紛争は、国境を越えた「一つの世界」への向けた動きとは逆に、「国民」の境界を新たに画定してゆく過程であった。さらに、「対米テロ事件」はグローバリゼーションゆえの「新しい戦争」を可視化させつつ「世界秩序」を脅かす要因とも捉えられる。<sup>(6)</sup>

「国民国家」が世界を覆いつくした今日、民族をめぐる問題は一方では既存「国民国家」内部の民族間関係(ethnic relations)のなかで捉えられる。それは、民族やエスニック集団を主体とする内戦から、移民や外国人を含む日常

社会での暴力や差別としてのマイノリティ問題まで、その性格と規模においてさまざまに分析されている。<sup>(7)</sup> 他方では「国際的内戦」や「グローバル・ディアスポラ」と呼ばれる、「国民国家」を跨いだ現象として理解される。<sup>(8)</sup> これらはそれぞれ、「国民国家」内でのエスニシゼーション（ethnicization, ethnification=sub-nationalization）と、「国民国家」を越えるグローバルイゼーション（trans-nationalization/de-nationalization）の文脈で捉えられる。<sup>(9)</sup>

ここでは既存の「国民国家」を挾撃するかにみえる対蹠的な二つの動きを別個のものとして捉えることはできない。A・D・スミスによれば、両者は共時的現象であるがゆえに現代の「パラドクス」であり、それは主権主体とされてきた「国民」の根拠の見直しを迫るものである。また、グローバルイゼーションのなかで紛争主体も「多様化」「ネットワーク化」しているといわれる。<sup>(11)</sup> 冷戦後とは、「新しい世界秩序」が叫ばれるなかでこうした「民族」「国民」のゆくえを再考する契機でありつづけてきたのである。

### 「冷戦後」と二つの分析視角

では、政治経済体制としてリベラル・デモクラシーが主流となった冷戦後、「国民」の理念に含意されてきたデモクラシーが「国民統合」において果たす役割はどのように評価されるのだろうか。次章で述べるように、デモクラシーは「国民」を形成する過程に欠かせない制度と位置づけられてきたが、制度的デモクラシーの様態が「エスニック・リバイバル」<sup>(12)</sup>を経て、再び問われねばならない。

一九七〇年代以降、欧米先進諸国では、エスニック集団の文化や伝統の根強さを重視するエスニシティ論を背景に、エスニック集団の社会的、文化的権利を制度的に保障してゆく動きが顕著となった。これらの制度化は、「国民であること」や新たに「国民をつくること」（分離主義）を相対化させ、具体的方策としての民族・地域自治が

紛争の解決あるいは沈潜化に寄与してきた。<sup>13)</sup>

こうして「国民国家」は「国民統合」を図るためにこそ、異質性を主張する国内諸集団の自治と分権化を押し進めてきた。そこでは、「国民国家」はもはや至高の政治単位、第一義的な忠誠の対象とされるのではなく、「社会における人間の多様性」、諸個人の「多元的アイデンティティ」の重要性が承認されてきた。<sup>14)</sup>さらに、この多元性は人種、ジェンダー、社会的地位、組織など、あらゆる帰属の選択を含みつつある。「国民」的アイデンティティの脱領域化はここにも捉えられるのである。

また、グローバリゼーションのなかで「国民国家」はどのように変化を迫られているのか。衰退しつつあるのか再編されようとしているのか。そのことは、主権的領域国家がたえず課題としてきた「国民」の境界をいかに維持していくかを問うことになろう。「国民国家」が普遍化してゆく歴史的過程は「国民」の境界の画定であり、西欧にはじまる「国民国家」は正統な国際社会の単位でありつづけてきた。「国民国家」論の観点からグローバリゼーションを捉えるとき、そのような国際社会は根本的に変容しつつあるのだろうか。そうであるならば、今日の「国民性 (nationality)」や「民族性 (ethnicity)」が再び問われるであろう。

一方で、今日のエスニゼーションの背景には、政治的・経済的・文化的差別とならんで、必ずしも階級分断的でない「国民」の分節化として捉えられることがある。<sup>15)</sup>グローバリゼーションはこうした分節化に対しどのような影響しているのか。市場に領域がありえないように、市場のなかで活動する個人のアイデンティティにおいても脱領域化は促されてゆくのであろうか。しかし他方では、グローバリゼーションへの反応として、「国民国家」を「国民性」の文化的橋頭堡として歴史的かつ積極的に再評価し、またアイデンティティの再確認を愛国心に求めたり、国民的記憶を再構成する動きもみられる。<sup>16)</sup>

このグローバリゼーションと「国民国家」との関係については、国家主権の後退が説かれる一方で、国家の再編が主張されてもいる。例えば、S・D・クラズナーによれば、国境（national borders）はなお紛争の「断層線」でありつづけており、「経済的グローバリゼーションやトランスナショナルな規範のもつ最も大きなインパクトは、政治生活を組織化する何らかの根本的に新しい形態を生み出すというよりも、国家権限の射程を変えることにある」と評価される。<sup>(7)</sup>ここでは、EU（欧州連合）における脱国家主権の可能性が認められながらも、グローバリゼーション下での国家の再生力が評価されているのである。

## 第一章 「国民国家」と「ナショナリティ」の境界

### 第一節 「国民国家」の理念——その展開と変容

「国民国家」とリベラル・デモクラシー

近代国家は「国民」と「国家」という二つの概念の合成語（「国民国家」）として普遍化され、古典的ナショナリズム論では理念的に均質不変の共同体として描かれてきた。<sup>(1)</sup>ここで「国民（nationality/nation）」は、国内的には人民主権と国家主権との結合をいわば「媒介し」、対外関係において独自の同質的なまとまりとして定義されることで、国家主権とその独立性を裏づけるイデオロギーとして正当化されてきた。<sup>(2)</sup>対内的には同質性を、対外的には異質性を「最大化」させてゆくことが、近代国家の主権性と正統性を担保してきたのである。ナショナリズムはそれ

ゆえに政治支配の領域と文化の領域の一体化を目指す試みと捉えられ、この同質化と異質化が同時に進行する過程は、「国民性」に排除と包摂の論理を内在化させることであった。<sup>(3)</sup>

ここに描かれる「国民国家」は「多分に」理念的なものであったが、しかしそれゆえに「中心民族(“core ethnic”)」としての「国家—民族(“state-nation”)」への「周辺民族(“periphery ethnic”)」の同化とその「民族性」の扼殺も正当化されてきた。<sup>(5)</sup> そのいわば代償こそは「国民(nationality)」＝「市民権(citizenship)」とする法的枠組であり国内的平等の観念であった。それは国家の正統性を表現するものにほかならず、「国民国家」としての統合機能の要となってきたのである(「国籍」としての「ナシヨナリテイ」)。<sup>(6)</sup> ここに領域国家における「市民ナシヨナリズム(civic nationalism)」がすでに理念型としては成立していたのであった。<sup>(7)</sup> 同時にそうした内的平等は対外関係における特殊性を(とくに後進国において)強調させてきたのであった(「国体/国粹」「民族的なるもの」としての「ナシヨナリテイ」)。こうした意味で主権国家間のパワー・ポリティクスの展開こそが「国民」を形成する原動力であり、「国民であること」は対他的集団性を前提として認識されるのであった。「他者」は「自己」を浮き上がらせるための存在であり、「国民統合」はこの過程なくしてはありえなかつたのである。<sup>(8)</sup>

こうして、「国民国家」の外枠(external boundaries)は相互に「内—外」の境界を明確化する主権性を確立してきたのであった。<sup>(9)</sup> それは「国民国家」における個人と国家とを無媒介に繋留するものであり、これを正当化してきたのが法的に制度化されたデモクラシー(議會制と選挙権)と、とくに民族自決のイデオロギーと運動であった。<sup>(10)</sup> 「国民国家」という特殊西欧的ともいえる政治形態が普遍化してきたのは、「民族≡国家≡主権」の枠組がデモクラシーに最も適していると考えられてきたからであった。<sup>(11)</sup>

この点で、古典的ナシヨナリズム論はナシヨナリズムとリベラル・デモクラシーとの親縁性もしくは両者の結合



をみてきた。しかし、第二次大戦を契機に西欧の個人主義的リベラリズムやコスモポリタニズムの立場からナショナリズム（国体・国粹主義としての民族主義）への否定的思潮が展開されていった。<sup>112)</sup> 総力戦ゆえに荒廃を導いた全体主義と排外的愛国主義こそは「民族≡国民≡国家（the Nation）」を至高の価値とするナショナリズム称揚の帰結にほかならなかつたからである。<sup>113)</sup>

このあと、ナショナリズム論の再興を促してきたのは、同質的な「国民国家」の理念（「一族≡一国家」）やその枠組に捕捉されることのなかつた、およそ七〇年代以降のエスニシティ論であつた。確かにそれらの議論は「ヤヌス」とも表現されるナショナリズムの相貌を異なつた角度から捉えることに寄与してきた。デモクラシーは、アトム化された諸個人からなる共同体としての「国民」から「切り離され」、果たして「エスニック・デモクラシー」を生みだしてゆくのであつた。

### リベラル・デモクラシーのパラドクス

デモクラシーの理念である諸個人の平等に支えられてきた「国民国家」理念は、既述のとおり、これを生みだし普遍化してきた西欧諸国のエスニゼーションによって「ゆらぎ」を経験してきた。<sup>114)</sup> 理論的には、「国民社会（national society）」におけるエスニシティの強調は、それが「国民」にもまして諸個人の「基本的アイデンティティ」とされ、その「真正性（authenticity）」が認識されたからであつた。ここでは、デモクラシーの内実化のなかで諸個人のアイデンティティの対象が見直され、またグローバリゼーションにともなう「国民国家」を越える運動のなか、エスニシティは「国民」よりも「身近な」アイデンティティの対象とされてきた。それゆえに一枚岩的に「想像された共同体」像は変貌し、政治や文化をつかさどる行為主体としても相対化されてきた。

とくに西欧の「多元化され」「分節化された社会」では、「国民国家」とは多民族ないし複合民族国家であるとされ、その理念も相対化を余儀なくされてきた。これらの議論が明らかにしてきたのは、民族の境界（ethnic boundaries）と国境（national boundaries）との「ずれ」、民族（nation）」による「自決（self-determination）」の「不純」であった。

重要なのは、このエスニック集団の自己主張がデモクラシーの実現として捉えられてきたことであつた。制度化されたデモクラシーのなかでこそ、エスニック運動が多くの場合で分離主義として表出せず、広義の分権化を促してきたのである。<sup>17)</sup>それは、とりわけ戦後欧州における、平等を理念としてきた「国民国家」の実質化（とくに普通選挙権（参加）と国民所得の均霑（経済的平等））によつてもたらされてきた。<sup>18)</sup>その点では個人的権利の保障を拡大してきたといえるが、しかしそのことによつてこそ集団的権利の平等が主張されたのである。ここに、デモクラシーが「国民国家」の一枚岩性を理念において突き崩すパラドクスがみられたのである。「国民国家」が政治的枠組としてなお強靱であるとしても、これを擬制として捉える視点が生みだされ、「周辺」や「辺境」へのまなざしが回復されてきたのである。エスニック運動は「国民的なるもの（the national）」を仮構とすることで既存の政治的文化的枠組をデモクラシーの理念と実践によつて突き返す試みであつたといえよう。

## 第二節 「国民国家」の相貌——その擬制と現実

### 「国民国家」の擬制（fiction）と「国家衰退論」

「国民国家」の擬制をめぐる論考は、それが歴史的産物であり、人為的存在であることの自明性を確認するもの

であった。ここでは、「国民国家」は不変の政治秩序とはみなされず、またその人為性は「国民国家」の多民族性を照らしだしてきた。そしてその変容は何よりも経済的グローバリゼーションによって鮮明となりつつある。

第一に、経済的グローバリゼーションのなかで提起されてきた「国民国家」の変容は、国家主権の相対化あるいは国家権威の後退として捉えられる。ボーダーレス経済は「国民国家」と経済活動の一体性を喪失する過程であり、「脱国家化」を免れない<sup>20)</sup>。確かに、社会生活の福利安寧を「国民社会」の枠組だけで語ることは時代錯誤であり、その実例は欧州統合の拡大・深化の過程に見出される。また、「グローバリズム」としての世界市場において国家が制御できない「市場の権力」も強調される。さらに、交通関係の増大、映像・文字文化の画一化、消費パターンの均一化、地理的モビリティ、労働市場の脱国家化、そして人々のサブ・ナショナル、トランス・ナショナルな自己定義と政治活動の拡大は、「世界文化」の兆しを示している。これらの相互に関連し、かつ相乗的、累積的な運動は「国民国家」の「危機」とも形容されている<sup>21)</sup>。

第二に、マルクス主義者のナショナリズム論のなかには「国民国家」の衰退をグローバリゼーションの観点から論じているものもある。とくにE・ホブズボームは、現在のナショナリズムをその起点である近代以降のエピゴーネン、残滓とみなし、そして近代以降の世界経済の進展を「世界（the globe）の超国家的再構築」、「国民国家」を超えた「世界文化（global culture）」の形成として描写している。それが文化帝国主義として脱植民地国家を支配するものかはともかく、「国民国家」とその文化の衰退が示唆されるのである<sup>22)</sup>。

第三に、政治的、社会的に「国民であること（nationality）」とは何か、移民、定住外国人、帰化といった具体的な課題として問い直されてきた<sup>24)</sup>。これらは「国民国家」の非浸透性の神話を打ち崩し、人の国際的移動は、「国民国家」だけがナショナリズムの核になるものではなく、これを越えた「遠隔地ナショナリズム」や「ト

ランスボーダー・ナショナルリズム」を形成することを示してきた。それはまた「国民であること」と「民族であること」(ethnic / ethnicity)との間に明確な境界をつくりあげてゆくのである。<sup>26)</sup>

これらの諸論は実体性をもたない「国民」をめぐる議論へと引き継がれ、そこで強調されるのは「国民」が内在的・自然発生的ではなかったということであり、具体的には言語の強制的統一化の歴史や「伝統の発明」<sup>27)</sup>などが示される。また「国民」＝「想像の共同体」との定式は、「国民国家」自体の衰退論に符合するかのように論じられてきた。<sup>28)</sup>それは、しばしば「国民 (nation)」と「民族 (ethnicity)」との対比で議論され、アイデンティティの可変性と「国民」の弾力性(相対性)を強調する議論と結びついてきた。しかし、「国民」だけをこのように人為的なものとして捉えることは誤りであろう。「国民」や国境が人為的であるとしても、他方の「民族」が、相対的には「自然」(地理的、言語的に)あるいは「所与」とみなされる集団として擬制化されるからである。

#### 「国民国家」の現実 (reality) と「国家存続論」

他方で、国家存続論にあつても「国民国家」が主権の委譲によって変容を遂げてきたことは否定されていない。ここで問題とされるのは、こうした「国民国家」の変容をどう位置づけるのかにある。まず、EU諸国では主権(複数 sovereignty)の委譲が「国民国家」を「救済」するための政策として選択されてきたと捉えることも可能であり、そこでの主権委譲は「国民」主権の体现でさえある。<sup>29)</sup>例えば、戦後における市民権の拡大、福祉の充実化、文化・知的活動の大衆化など、「国民性」がすべての階級にまで浸透してゆく過程＝「国民統合(国民化)」の充足をここに見ることができるといえる。こうした状況は「国民国家」理念の核をなすデモクラシーが第二次大戦後に制度化された結果であり、「国民国家」は相対化のなかでこそ「実体」を獲得してきたのである。<sup>30)</sup>

また前述の「国民国家」や「国民」の擬制論への反駁は、グローバリゼーションとエスニシゼーションによる「国民国家」の相対化という前提を共有したうえで、「国民（性）」の実体論として企てられる。スミスによれば、何よりも「ナショナリズムとはその力を、歴史的に埋め込まれたもの（embeddedness）」「エスニシテイ」から引きだされる「イデオロギー以上のもの」である。エスニック・アイデンティティは、歴史的展開のなかでナショナル・アイデンティティを醸成し充実させてゆくものである。そしてその「国民」の生命力の保持は、「民族（*clique*）」と「市民（*civic*）」、「国家（*state*）」と「国民（*naion*）」の「共生」によって説明される。ナショナリズムとは民族と市民との「共生」なのである。<sup>33</sup>

しかし、この議論は古典的ナショナリズム論への回帰として捉えられる。スミスらの議論と古典的ナショナリズム論を隔ているのは、この「国民」と国家との明確な区別である。そして、ナショナル・アイデンティティとエスニック・アイデンティティも区別されている。<sup>34</sup>しかし、市民と「国民」、民族と「国民」の関係は決して対立しないものとして位置づけられているからである。

もちろん、「国民国家」が擬制であるとしても、主権国家が少なくとも法的強制力をもつ実体であることに変わりはなく、それゆえに国内の多数派支配という現実を誘引する要因でありつづけている。他方、この擬制はグローバリゼーションとともにいっそう明瞭になりつつあるかにもみえる。しかし、「国民国家」の擬制論の根拠とされかねないアンダーソンが、社会主義国家間の戦争を一つのモチーフとして言及したのは、社会主義国家が「国民」を統合原理としてきたことを踏まえ、「国民」がいかに現実性を帯びたものであるかを示すことであつた。<sup>35</sup>ここで強調されるのは対外主権としての「国民国家」であり「国民」の外的な境界なのである。

さらに、「国民国家」は暴力装置としても機能している。この点で、「国民」を「制度化された」ものとして、機

能の側面から捉える必要がある。例えば、「国民」は歴史的に永続的だとするナショナリストの主張は、それ自体として歴史的事実に反するとしても、いまなおそうした観念が維持されつづけていることが政治的争点になりうるからである。また、一部のナショナリストの主張が「国民」「民族」全体の主張として政治的にすり替えられることもある。それも、「国民」や「民族」が一枚岩ではないという事実に対するが、国際的な争争や紛争の源泉となることを示してきた。その意味で、ナショナリズム論における「永続論 (perennialist approach)」と「近代限定論 (modernist approach)」との論争も、こうした政治的観点から再検討される余地があろう。

## 第二章 「国民国家」と「ナショナリティ」の再編

### 第一節 「国民国家」の統合——多文化主義論

「エスニック・デモクラシー」論——多文化主義の可能性

冷戦後、多民族社会においてデモクラシーが強調されるのは、体制として民族問題に最も腐心してきたはずの社会主義において民族紛争が最も激しく表出してきたことを踏まえ、「公正かつ安定した紛争管理システムとして、デモクラシー以上に有効なオルタナティブは存在しない」とされるからである。また、たとえ被抑圧民族の主張であれ、分離としての民族自決はそれ自体として民族問題の解決を導きえないからである。<sup>(2)</sup>

ここで「エスニック・デモクラシー」論として一つに括る議論は、既存の国家的枠組を制度的デモクラシーに沿ってその再編を試みるものである。エスニック・デモクラシー論で具体的に展望される政策はきわめて類似してい

るが、それぞれの視点の相違は明白であり、その点に言及しつつ「国民統合」の文脈で捉え直してみたい。

第一に主張されるのは、多文化主義と「承認の政治」あるいは「アイデンティティの政治」の実践である。「エスニック・リバイバル」以降、欧米先進諸国では多文化主義が政策として、また国是としても取り入れられてきた（カナダとオーストラリア）<sup>(3)</sup>。事実、多文化主義政策が欧米先進国における紛争の沈潜化に寄与してきたことは既に述べたとおりである。ここでは、あくまでも個人的アイデンティティの尊重の「結果」として、集団の権利保障の制度的枠組が承認される。重要なのは個人的権利の尊重とこれにもとづく共通の政治文化の形成であり、J・ハーバーマスの立憲主義と文化的アイデンティティの共存が代表的である<sup>(4)</sup>。

ただ、ここでのデモクラシーの実質化は「国民」として「市民であること（citizenship）」の意義を高めるものである。それは、目に見える形では平等な法的権利（市民権）の享受を意味するが、同時に「国民」として統合されるをええない。この点で多文化主義のもつ意義は、「国民国家」の構成員が平等な市民としての権利をアイデンティティという通路を介して行使することを可能にしたことにある。したがって政治的承認と普遍主義は両立し、「多文化主義の挑戦はリベラル・デモクラシー社会に特有のものとして肯定される<sup>(5)</sup>。しかし、そのことは「国民国家」を「ゆさぶる」ことではなく、むしろ文字通りに「国民」になること、すなわち「市民であること」にほかならない。それは、「国民」の境界をあらためて定義することにつながるであろう。

第二に、「デモクラティック・エスニック・ピース」論と呼びうる議論がある<sup>(6)</sup>。これは、政策レベルでは第一の議論と重なるが、集団からの視点がより強調されている点に特徴がある。ここでは「エスニックな多元主義と制度的多元主義は相互に強化しうる<sup>(7)</sup>」。そして、分節化された社会の「調和」は政治制度としてのデモクラシーのなかでしかありえないことを歴史的に説き起こしつつ、その制度化が企図される。重要なのは個々のエスニシティのもの

つ文化的価値がアプリアオリに前提される点である。しかし、こうした文化的単位としてのエスニシティの境界がもつダイナミクスは、政治制度のあり方と結びつけられて展望されてはいない。この点で、エスニシティがもつ「柔軟性」が捨象された議論は、デモクラシーを当為とする議論に埋没し、「国民国家」を擬制とする議論の「エスニシティ版」になりかねない。

第三に、「非分離的自決」あるいは「エスニックな社会契約」を展望する議論がある。これは、分離主義がもたらす内戦へのオールタナティブとしての視点を提供する。<sup>(8)</sup>確かに、分離主義とは新たな境界の設定であり、それゆえに排除の論理を内在化し、また分離が分離を呼ぶ「ドミノ」も予測される。分離主義はそれ自体としては「共存の論理」を否定して生まれるものであり、「国民国家」の理念型を後追いつけることにその本質がある。その点では結果的により均質化された「国民」が「想像される」ことになる。これに対して、この議論では、非分離を原則化し、その枠内でゆるやかな連合を組むことで紛争を抑制しようとする。

このように、均質的な「国民」イメージへの対抗、他文化の価値の尊重によって、ナショナリズムの発揚でみられた自民族中心主義 (ethnocentrism) を越えようとする多文化主義は、分節化された「国民国家」イメージへの転換を促してきた。しかし、多文化主義の制度化によって、すべての集団が対等に浴する権利としてこれが保障されていく困難も指摘できよう。また、異質な文化や集団の対等性が承認され制度化されるとしても、それは差異を「国民国家」の枠のなかで制度化する試みとして捉えられよう。

#### 「埋め込まれたナショナリズム」——「ナショナリティ」擁護論

分節化された社会において、政策としての多文化主義やエスニック・デモクラシーが十分に機能しないとすれ



ば、「国民性」をどのように保持するのかとの問いかけはいつそう重要となる。

スミスによれば、ホブズボームに代表されるマルクス主義、E・H・カーやJ・ブリュエリーらの「リベラル・ナショナリズム」論を含む「世界文化」アプローチには「根拠がなく、蔓延しているエスニック・ナショナリズムの重要性を把握していない」<sup>(9)</sup>。「ナショナリズムの核となる教義は世界における社会的、政治的秩序の基本的枠組を提供するものでしかなく、ナショナリズムは他の理念体系やその共同体の特定状況によって満たされるのである」<sup>(10)</sup>。そして「ナショナリズムの中心的内実を否定することは、人権とデモクラシーの進歩を妨げかねない」としてナショナリズム批判に反駁する。

スミスにとって「国民からなる世界を支え保ってゆくのに最も強力に作用している」のが「エスノ・ヒストリーと国民の運命との結びつき」であり、「近代の国民とは民族的、宗教的な共同体が過去に存在していたもの」<sup>(11)</sup>にかならない。スミスは、結論的に「ナショナリズムは政治的に必要なものであり、国民的アイデンティティは社会的な面で機能的なものであり、そして国民は歴史のなかに埋め込まれたものである」<sup>(12)</sup>とする。「グローバルな秩序が競合する諸国家の均衡にもとづいているかぎり、国民(nationality)の原理は民衆動員の唯一広汎に受容可能で正統性かつ中心的な」ものである。また、EUにおいて「たとえ諸国家がその主権をプーlesh国民的共同体が連邦に同意することになっても、国民とそのナショナリズムは民衆の意志を確かめる際の唯一確かな焦点、支えである」<sup>(13)</sup>。

さらに、ミラーによれば「共通の公的文化」「国民文化」は諸々の私的文化「ジェンダー、エスニシティなど」の多層性(multiplicity)と共存しうる<sup>(14)</sup>。したがって、スイスやベルギー、カナダでさえ、「共有された文化」「国民文化」をもつ共同体として認識される。その点で、体制理念としてのデモクラシーと「国民」の同質性は必ず

しも一致する必要はない。<sup>(15)</sup> そもそもナショナル・アイデンティティは固定化されたものではなく、再解釈されてゆくもの、マイノリティを包摂する概念である。<sup>(16)</sup> マイノリティへの配慮を通じて「まさしく共通の国民性こそが、これを可能にする結束感を与えることができるのである」。<sup>(17)</sup> 民族自決を古典的ナショナリズムに沿って社会的正義とみなすミラーにおいては、「モラル」においてさえ「民族的なものとしての国民 (nationality)」が正当化される。それはまた、ハーバースマスらのいう政治的な概念（そして実践）<sup>(18)</sup> である「立憲的愛国主義」にのみ与せず、そこに文化的、歴史的な要素を積極的に認めるかぎりでも市民ナショナリズムを支持するものと解釈できる。

## 第二節 「国民国家」の再編——差異の制度化

### 「アイデンティティ」と「国民的記憶」

「国民」と「国家」を「つなぐもの」が疑問視されながらも、これまでみてきた議論のいずれも「国民」の論理を超えるものではなかった。そしてそこには、リベラル・デモクラシーとエスニック・デモクラシーの「矛盾」、あるいは「アイデンティティの政治」の「陥穽」ともいべきものが指摘できるのではないだろうか。

まず、「エスニック・リバイバル」の展開と帰結はデモクラシーの体制化のなかでのみ可能となってきた。また、マイノリティの保護を強調するミラーにおいては「可視化された他者」への視点が欠けているようにみえる。例えば、「黒いフランス人」や「褐色のイギリス人」は「国民」としてどのように統合されているのか——「グローバル・ディアスポラ」の存在はいまなお歴史的かつ今日的焦点でありつつづけている。<sup>(19)</sup> そして、まさにこの「ディアスポラ」の存在それ自身が「国民」の境界を強化する触媒でありつつづけているのであり、それが「アイデンティティ

の政治」である。

「アイデンティティの政治」の陥穽は、それがいかに差異を承認し共生を唱えようとも、絶えず帰属性（アイデンティティ）の固定化、あるいはカテゴリー化を要求することにある。したがって、多文化主義はアイデンティティに依拠するがゆえに同質化と差異化の再生産を免れることができない。グローバリゼーションのなかで物理的に境界を超えようとも敵わない論理がなお生きつづけているのである。多文化主義の陥穽は「内部の多様性」を否定することにではなく、「内部の多様性」を保つがゆえにその内部に境界を準備してしまうことにある。「内部の多様性」という論理のなかに新たに境界を固定化する危険性が内包されているのである。このなかで「可視化された他者」にとつての「国民性」が再び問われることになる。

また、「国民国家」を「人工物」として捉え直すことの意義を見落としてはならない。とりわけ「伝統の発明」がさまざまな意匠を凝らして「現在」と「過去」を結びつけること自体が政治的行為であることを、グローバリゼーションのなかでこそ再確認すべきである。それは、「国民性」を呼び醒ます戦略として位置づけられるからである。「過去」をめぐる言説が絶えず「現在性」を帯びてくるのもそのためである。過去は不変ではなく、脚色され、ときに改竄されされながら絶えず変化を遂げるのであり、「国民」の所与という仮構や神話もまた政治的資源になりうるのである。それは「国民の物語」とされながら「想像の共同体」を強化することになる。過去は、いまなお「国民とは何か」をめぐる縝すしい論争点の中心を構成しているのである。<sup>20)</sup>

とくにこの点では、戦争をめぐる記憶が最も重要な契機となる。それが「国民」としての記憶を「再現」するのに最もふさわしいからである。「殉国」の意味が積極的に再評価され、これをめぐる言論の怯懦が蔓延するのも、グローバリゼーションのなかで「空洞化」する「国民」の「危機」として描かれるからではないだろうか。とりわ

け「死者への崇拜」は「国民」としての平等と共属意識を「私」ではなく「われわれ」としてのアイデンティティを鼓舞し慰撫する装置として、すなわち「国民統合」として機能する。メディアはそれを確実に媒介する。そしてそれは、だれもが「無垢な死者」を冒瀆しえないという「国民」の心理を再度呼び起こすための政治的行為として利用されるものである。「国民であること」の境界はこの行為のなかで繰り返し展開されてゆくのである。

このように、グローバルゼーションが国境を超えるという文脈で語られるとすれば、それは「国民国家」の擬制を強調するが、それへの反応として「国民国家」の「あるべき」姿やその「再定義」が強調され、それは「歴史の記憶」をめぐる「内戦」として表出するのである。重要なのは、「国民国家」が過去の「神話」に依拠してきたこと、しつづけていることである。そして「歴史的眞実への抵抗は、集団的アイデンティティの役割を果たす。民族(nations and peoples)は自らの意識を……ナルシシズム的ナラティブへと織りなすのである」。グローバルゼーションのなかでこそ発揚される「国民性」が問われるのである。

### グローバルゼーションと「国民国家」

これまでみてきた「国民統合」をめぐる議論に加えて、「国民国家」のゆくえをグローバルゼーションの観点から考えるとき、このグローバルゼーションとエスニゼーションとの共時性——「分裂と相互依存の過程は相互に関連しており自己生産的である」との「パラドクス」——をどう解きほぐしていくのか。それはまた「国民」の境界をグローバルゼーションのなかでいかに捉え返すのかとの問いにつながるであろう。

グローバルゼーションとは、何よりも経済、とくに金融取引引きや商品の生産・流通・消費の世界的規模の活動であり、さらに情報の画一化ないし共有として捉えることができる。それは境界を越える過程であり、テクノロジ

ーと結びついた「時・空間の圧縮 (compression)」、したがって「近代」の世界化として捉えられる。<sup>28)</sup>しかし、いわば物理的な「時・空間の圧縮」にのみグローバリゼーションを還元することはできない。「国民国家」のゆくえを視野に入れるとき、グローバリゼーションは経済的領域に限らず文化的領域からも議論されなければならない。<sup>29)</sup>「国民文化」は国家の領域との一致を理念とし「国民統合」の要諦となってきた。また「一つの文化」には他の文化との境界が前提されており、さらに「世界文化」を語るとすれば、それは権力関係を反映しているからである。

この複合的なグローバリゼーションのなかで、「国民国家」は確かに変容を遂げてきた。とくにポスターレス経済は、境界のない世界へ向けた運動としてのイメージを増幅してきた。<sup>30)</sup>「国民国家」の擬制と実体をめぐる議論もそのような視点を踏まえて展開されてきた。しかし、「国民国家」の擬制か実体をめぐる議論は具体的な争点にはなりえない。ここで擬制とは、「国民国家」が多民族ないし複合民族国家であり「想像された共同体」であるというに尽きるからである。

それでも、グローバリゼーションが「国民国家」や「国民」の再編を迫りつつあることは否定できない。例えば、グローバリゼーションの「国民国家」に対する影響を「複雑な過程」として、「ナショナル」と「グローバル」のゼロサムに疑義を提出したS・サツセンによれば、グローバリゼーションとは一方で「脱国家化」を促しつつも、他方では「再国家化」として国家機能を部分的には強化してゆく過程でもある。<sup>31)</sup>確かに、グローバリゼーションと「国民性」との関係ゼロサムとして捉えることはもはやできない。ここで重要なのは、少なくとも国家主権はグローバリゼーションに對置される概念ではもはやないということである。<sup>32)</sup>

したがって、越境する人やモノを量的に捉え、そこから国家の変容を導きだすのは非現実的である。コミュニケーションがもたらすグローバリゼーションこそが越境するナショナリズムを生み出したのであった。この点では、

ヒトの国際的移動は「国民国家」からなる国際社会を攪乱させる要因であるかにみえ、「国民国家」内部の異質化や「南北」問題の国内化も進みつつある。<sup>33</sup>

例えば「北」の世界が「南」から労働力を受け入れるとき、既に触れたように、移民労働者はホスト社会で「国民性」をめぐる試練に直面せざるをえなくなる。こうした課題から「国民」を機能の面から捉えたR・ブルーベーカーは、「制度化された国民」の現実に向き合うことを主題にしてきたのである。<sup>34</sup>なぜなら、越境がもたらすものこそは「国民」の論理の再構築を促す契機を与え、それが「国民国家」の再編に道を拓くからである。

例えば、入国管理、永住資格審査、帰化の決定権はなお国家の主権性を裏づけており、その恣意性を保持しつつけている。この「門番」としての「国民国家」の機能は依然として「内―外」の二分法に依拠しており、「国民」の境界を定義づけているのである。また、異質な「民族性 (ethnicity)」をもつ人びとが法的権利 (市民権) を享受するにあたっては「国民」になるのか否か、異質なままであるかが迫られるのである。

これまでみてきたように、エスニック・デモクラシー論による「国民統合」論は、それ自体冷戦後のリベラル・デモクラシーの復権を反映するものであった。そして、リベラル・デモクラシーは、「国民国家」のいわば市民ナショナリズムへ回帰することで「国民統合」を果たしつつあり、グローバリゼーションへの反応はそのためにこそ、とくに文化・国籍・国体としての「国民性」を呼び起こしつつあるのかも知れない。<sup>35</sup>それが、グローバリゼーションのなかでエスニック・デモクラシー論が評価される所以であり、「普遍性」(個人の尊重)のなかで、ある特定の「国民」として「特殊性」(市民権)が正当とされる理由でもあろう。

## 結 章 「国民国家」と「ナショナリティ」の論理

### ——グローバリゼーションのなかの包摂と排除

近代国家は「異なる三つの交換原理の三位一体、すなわち資本主義国家」「ステート」の形成として捉えられ  
る。「それらは相互に補完しあい、補強しあう」。「たとえば、資本制市場経済において自由に振る舞い、そのこと  
が階級的対立に帰結したとすれば、それを国民の相互扶助的な感情によって越え、国家によって規制し富を再分配  
する、というような具合である。その場合、資本主義だけを打倒しようとする、国家的な管理を強化することに  
なるし、あるいは、ネーションの感情に足をすくわれる」<sup>(1)</sup>。

言い換えれば、これは「国民 (nation)」とグローバリゼーションの結びつきと捉えられよう。あるいは「国民」  
とグローバリゼーションは、リベラル・デモクラシーという「接着剤」によって結びついているともいえよう。そ  
の意味で、スミスやミラーが強調する市民ナショナリズム復帰への契機は失われてはいないのである。

最後に、「国民」の形成と発展が「進歩」とされ、それゆえに「国民統合」を「文明」として捉えるための最も  
重要な核となってきたことを踏まえておかななくてはならない。「国民」と「国家」を「つなぐもの」としての市民  
ナショナリズムは「文明」にこそ裏づけられてきたからである。市民ナショナリズムは政治体制としては「まれな  
形態」であり、十分に発展した政治的、法的諸制度に依拠するがゆえに「比較的洗練された政治共同体においての  
み成功する」<sup>(3)</sup>とされるからである。そのかぎりでは、特殊西欧的なデモクラシーの枠組として「国民国家」は再構  
成され、少なくともイデオロギー的に強化される。その意味で冷戦後の「国民」をめぐる言説は、「文明―野蛮」  
という、「もう一つの境界」をあらためて浮き彫りにしているかにみえる。

冷戦後において「文明の衝突」論が評価される理由は、その根底にあるリベラル・デモクラシーへの共鳴とともに、何よりも「世界秩序」の新たな枠組の構築を企図したものと捉えられてきたからである。また、そこでは七(八)つの文明圏が提示され、最終的には「西欧文明」の優位が強調されるのである。(5) こうした西欧文明の強調は、とくに「南」の国家にとって重大な意味を含んでいた。「南」の「国民建設 (nation-building)」はエスニシティと文化破壊をともなう「西欧化」でありつづけ、また、西欧の「価値の模倣」をつうじて世界化されてきたからである。(6) そしてこの「文明」に裏打ちされた市民ナショナリズムははるかに霞んだままである。

「第三世界」と呼ばれてきた諸「国民」の多くがたとえ瞬時にであれ、「自己」としての「国民性」を想像できたのは、植民地支配と冷戦というパワー・ポリティクスにおける「強制と抵抗」のなかにおかれていたからであった。(7) しかし現下のグローバリゼーションにあつて、この「自己」を同定するための「他者」はより曖昧になりつつある。とくに、かつてはエリートたちによってかろうじて統合されていた紛争地域では、すでに「伝統」も「国民性」なる擬制さえ明確には措定しえない。「北」の世界は、資源と非熟練労働力の供給を除いて、「南」の世界に対して関与する理由をますます失ないつつある。ここに「東西」なき「南北」は「人道的相互依存」(8)としてしか再構成されえないのである。

ここには、もはや「西」か「東」かという選択はありえない。「文明の衝突」論が冷戦後の「他者」を構築する企てであったように、「南」の諸国もまた冷戦後における「他者」を新たに求めざるをえない状況に迫られている。それは、資源国にとつては「西側」への「すり寄り」ではありうるが、ただ貧困なだけの国家にはそれさえも願望にすぎない。国家の存立基盤さえ問われる「南」の紛争において、「国民建設」こそが課題となり、それゆえに外部の介入を積極的に求める「依存シンδροーム」(9)が生まれている。それは、グローバリゼーション下でのいつそう



の周辺化であり、メディアを通じて犠牲者を映し出す「反復法」によってかろうじて「一つの世界」に繋ぎとめられているのである。

あるべき市場の領域こそは「新しいフロンティア」の再構成であり、「南」と「北」の境界が新たに形成されつつある。それは、例えば「人道的介入」においては、介入する側と介入される側の境界づけであり、「南」として切り捨て置かれゆく国家との境界を意味しているのである。

冷戦後とは、グローバリゼーションのもと、リベラル・デモクラシーを国家の統合理念として再生させつつ、「新しい世界秩序」を構築する過程であるのではないだろうか。しかし、その再編は「北」の先進諸国においてであり、「南」の紛争諸国ではその建設が冷戦後の課題でありつつづけている。この「国民」の「非対称性」ともいえるものは、冷戦後の「一つの世界」像を歪めているように思われる。

何よりも、冷戦後の主役である米国は、関与と介入の論理を自ら「定義」ないし「再定義」することによって「一つの世界」をも定義しつつある。その意味で、米国の「覇権」がいつそう頭わになりつつある。しかも、その米国を中心とする「一つの世界」は、「国民」の境界とそれをめぐる諸言説を抜きには成り立たない。「国民」の「モラル」こそは「一つの世界」に欠かせないのである。ここでは「モラル・イマジネーション」による、諸個人からなる「真の市民的」秩序の形成が課題とされる。ここには、すでに述べてきた市民権による包摂の過程があり、また同時に排除の過程がある。ここでは「文明」とともにある市民ナショナリズムとリベラル・デモクラシーが「冷戦勝利論」と相俟って強化されている。主権的領域国家がグローバリゼーションのなかで相対化されつつあるとすなわち、「国民性」は「国民国家」のいわば拠り所としてその再生が目論まれる最も重要な核に位置づけられる。

また、グローバリゼーションは、「国民」やパワー・ポリティクスの主体の境界を「見えにくく」するためこ

そ必要不可欠な論理として機能しているのではないだろうか。グローバリゼーションは領域と主体をともに曖昧化しつつあるかみえるが、しかしなお「国民」という境界の論理、すなわち排除と包摂の論理は機能しつづけているのである。

## 註

〈はじめに〉

(1) 「ナショナルリテイ」の日本語訳として「国籍」「国体」「民族性」「国民性」などが用いられてきた。ここでは、「ネイション」(「民族／国民」)を地理的あるいは心理的な領域をもつ行為主体として捉え、「ナショナルリテイ」をその形成・統合・再編過程における政治的・文化的な枠組および規範として用いることとする。法的・制度的な定義ではおさまらず、ここに共同体性や文化的特性、さらに公的な政治空間をも含意した概念と考えられるからである。また類似の概念である「ネイション」や「エスニック・グループ」などについても原則的に「国民」や「民族」「エスニック集団」と訳し分けることとするが、これらの諸概念を日本語に一つの語彙として置き換えることはできないというのが本稿での基本的立場である。さらに、その点についても付け加えておきたい。

これらの概念が抱える問題の第一は、その内容が時代とともに変化することである。二〇世紀前半において「ナショナルリテイ」は行為主体としても「ネイション」より一般的であった。それはいわゆる古典的ナショナルリズム論において確認できるが、訳語として「民族(性)」「国民(性)」のいずれも可能であり、日本語に明確に置き換えることはできない。

また問題の第二は、概念に対する認識が必ずしも一致せず、共通の了解が存在していないことにある。今日、「ナショナルリテイ」に類する概念として「ネイションフッド (nationhood)」も用いられるが、明確な使い分けはされていない。それぞれの

概念に、所与の共同体あるいは実体として捉えようとする論者もいれば、理念や規範を重視する論者もいる。

さらに第三は、概念が言語や国・地域によって異なるということである。例えば、英語の「ネイション」は、英国で「国民」概念に沿うとすれば米国では「国家」の意味合いが強い。またドイツ語の「ナチオン」ではより文化的同一性を含意するものと捉えられる。日本においても、「ネイション」の訳語として最初に用いられたのは「民族」であるが、その後には「国民」とするのが一般的となっている。

このような少なくとも三つの問題を組み合わせて考慮してみれば、その概念をめぐる混乱は避けがたい。また「エスニシティ」と「エスニック・グループ」なども曖昧なまま用いられる傾向にあり、類似の諸概念を使い分けている論者の引用などについてはそれを本論のなかで明示していくこととしたい。

〈序 章〉

(1) F. Fukuyama, "The End of History?", *National Interest*, No.16, Summer 1989, pp.3-18.

(2) 民族・地域紛争の点からフクヤマを批判したものに、J.S. Nye Jr., "International Conflicts After the Cold War", in *The Aspen Institute, Managing Conflict in the Post-Cold War World: The Role of Intervention* (Report of the Aspen Institute Conference, Aug. 2-6, 1995, Washington, D.C., 1996, pp.72-76).

しかし、西谷修は「ヘーゲル哲学」の「人間主義」を説きつつ「世界の西欧化」として根拠づけられる「歴史の終焉」について批判的に検討し、「終焉論」の論理によってこそ照らされる「外部の歴史」を、とくにソ連について「東方」を措定することで「多重の歴史の綾」が浮かび上がるとしている（西谷修『戦争論』講談社学術文庫、一九九八年、一八五―一八六、二〇四―二一九頁）。まさに、この「世界の西欧化」を米国の覇権的地位と重ね合わせることに終焉論の意味があるのではないだろうか。

- (3) J.D.Steinbruner, *Principles of Global Security*, Washington, D.C. : Brookings Institution Press, 2000, pp. 194-195.
- (4) *Ibid.*, p.195.
- (5) B.Anderson, "New World Disorder", *New Left Review*, No.108, 1994.
- (6) M.Duffield, *Global Governance and the New Wars : The Merging of Development and Security*, London : Zed Books, 2001, chap.2, *passim*.
- (7) T.R.Gurr, *Peoples versus States : Minorities at Risk in the New Century*, Washington, D.C. : U.S.Institute of Peace Press, 2000, chap.4, pp.105-132.
- (8) A.Heracleides, *The Self-Determination of Minorities in International Politics*, London, 1991, p.46. R・ローエン(駒井洋監訳、角谷多佳子訳)『グローバル・ディアスポラ』明石書店、二〇〇一年。
- (9) A.D.Smith, *Nation and Nationalism in a Global Era*, Cambridge : Polity Press, 1995, pp.1-3.
- (10) *Ibid.*, p.143.
- (11) M.Duffield, *op.cit.*, pp.13-15.
- (12) A.D.Smith, *The Ethnic Revival in the Modern World*, Cambridge : Cambridge University Press, 1981.
- (13) D.Brown, "Ethnic Revival : Perspectives on State and Society", *Third World Quarterly*, Vol.11, No.4, 1989, pp.5-16.
- (14) A.D.Smith, "National Identity and the Idea of European Unity", *International Affairs*, Vol.68, No.1, 1992, pp.58-59, 67-68.
- (15) 例えば、ニュー・エスニシティ論が挙げられる。山本泰「エスニック階層とエスニック共生」、岩波講座・現代社会学第二四巻『民族・国家・エスニシティ』岩波書店、一九九六年、二三三六頁。
- (16) G.Jusdanis, *The Necessary Nation*, Princeton : Princeton University Press, 2001, pp.162-165.
- (17) S.D.Krasner, "Sovereignty", *Foreign Policy*, January/February 2001, p.20.

〈第一章〉

- (1) F.Hertz, *Nationality in History and Politics: A Psychology and Sociology of National Sentiment and Nationalism*, London: Routledge, 1944. H.Kohn, *The Age of Nationalism: The First Era of Global History*, New York: Harper and Brothers, 1962.「かしこ」これらの議論ではこの二つの概念が矛盾するものとは捉えられてゐない。そのことについては「古典的」である。これらの論評については、B.C.Shafers, *Faces of Nationalism: New Realities and Old Myths*, New York: Harcourt Brace Jovanovich, 1972, pp.3-22を参照。「ネイション」の起源と展開については、E.J.Hobsbawm, *Nations and Nationalism since 1780: Programme, Myth, Reality*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990.邦訳（浜林正夫他訳）『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店、二〇〇一年、一七一―二三頁。
- (2) ここに近代国家の対内的主権と対外的主権の対立をめぐる「ルソー的解決」が確認された。高山巖『民族国家』の形成と主権問題』『国際政治』第二〇一号、一九九二年、一六頁。G. McLennan, D.Held and S.Hall eds., *The Idea of the Modern State*, London: Milton Keynes, 1984, pp.32-50.
- (3) E.Gellner, *Nation and Nationalism*, Oxford: Blackwell, 1983, pp.1, esp., 94.邦訳（加藤節監訳）『民族とナショナリズム』岩波書店、二〇〇一年、一一―一五七頁。ナショナリティとしての「国籍」「国粹」「国体」などの概念はこの反映であった。「内―外」の二分法が「国民国家」の理念的要諦でありつづけている点については、「国民国家」を「文化の地図化」ともいうべき境界としてその「序説」を展開してきた西川長夫の諸論考を参照。とくに、西川（増補）『国境の超え方』平凡社ライブラリー、二〇〇一年、二七二―二七三頁。
- (4) 矢吹久「ネイション概念の形成と歴史的展開」『思想』、第七七八号、一九九〇年、九六頁以下。
- (5) A.D.Smith, *op.cit.*, 1995, pp.60-62.
- (6) G.Schopflin, "Nationhood, Communism and State Legitimation", *Nation and Nationalism*, Vol.1, 1995; L.Greenfield, *Nationalism: Five*

- Road to Modernity*, Cambridge: Greenwood, 1993, p.10; A.R.Aktaef, *Democratization and Ethnic Peace: Patterns of Ethnopolitical Crisis Management in Post-Soviet Settings*, Aldershot: Ashgate, 1999, p.54.
- (7) 市民ナショナリズムと領域国家の関係については、A.D.Smith, *National Identity*, London: Penguin Books, 1991, pp.9-15. 邦訳（高柳先男訳）『ナショナリズムの生命力』晶文社、一九九八年、三一―四一頁。また A.D.Smith, *The Nation in History: Historiographical Debates about Ethnicity and Nationalism*, Hanover: University Press of New England, 2000, pp.15 ff. を参照。
- (8) これに関して、とくに李孝徳『「よりよい日本人」という形象を超えて』、小森陽一、高橋哲哉編『ナショナル・ヒストリーを超えて』東京大学出版会、一九八八年、一二三頁以下の議論を参照。
- (9) R.Brubaker, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge: Mass.: Harvard University Press, 1992, chap.1, esp. pp.26-27. 主権国家としての「国民国家」は、つうして国際システムの形成と展開に符合しつゝきた。I.Wallerstein, *Historical Capitalism with Capitalist Civilization*, (new ed.) London: Verso, 1995, pp.56-57. 邦訳（川北稔訳）『史的システムとしての資本主義』岩波現代選書、一九八五年、七二―七三頁。
- (10) J.・S・ニル（水田洋訳）『代議制統治論』岩波文庫、一九九七年、第二章、五二頁以下。A.H.Birch, *Nationalism and National Integration*, New York: Unwin Hyman, 1989, pp.41 ff. を参照。
- (11) A.Etzioni, "The Evils of Self-determination", *Foreign Policy*, Vol.89, No.1, 1993, pp.21-27, esp.,33.
- (12) D.Miller, *On Nationality*, Oxford: Oxford University Press, 1995, p.184 を参照。
- (13) 西川長夫『国民国家論の射程——あるうは〈国民〉という怪物について』柏書房、一九九八年、九二頁。
- (14) W.Conner, "Nation-Building or Nation-Destroying?", *World Politics*, Vol.24, No.3, 1972.
- (15) 例え<sup>14</sup>、H.R.Isaacs, "Basic Group Identity: the Idols of the Tribe", in N.Grazer and D.P. Moynihan eds., *Ethnicity: Theory and Experience*, Cambridge: Harvard University Press, 1975, pp.29-52.

- (16) 例えは、L.L.Snyder, *Global Mini-Nationalism: Autonomy or Independence*. Westport: Conn.: Greenwood Press, 1982, chaps. 4-8.
- (17) この分権化は、権限委譲 (devolution) / 地域自治 (regional autonomy) / 連邦制 (federalism) として制度化されていった。例えは、M.O. Heisler, "Ethnicity and Ethnic Relations in the Modern West", in J.V. Montville ed., *Conflict and Peacemaking in Multicultural Societies*. New York: Lexington Books, 1991, pp. 34-46.
- (18) 拙稿「国民国家」の変容と「国民統合」——戦後欧州の「統合」と「分化」をめぐって『社会環境研究』、第三号、一九九八年を参照。
- (19) S. Strange, *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*. Cambridge: Cambridge University Press, 1996, chap. 1. E. ホブズボウム、前掲訳書、二〇〇一年、二四〇頁。
- (20) S. Sassen, *Losing Control? : Sovereignty in an Age of Globalization*. New York: Columbia University Press, 1996, pp. 22-29. 邦訳（伊豫谷登志翁訳）『グローバルゼーション——国家主権のゆくえ』平凡社、一九九九年、一三一—一八、三三—三三（日本語版への序論）、七一—七八頁。
- (21) 例えは、EU統合が「国民国家」を単位とした「連合 (confederation)」ひいては「連邦 (federation)」にまで至るかを関心の外におくとしても、加盟国は自ずからの決定を通じて統合を進め、その主権を制限してきた。西欧諸国に限らず、国家が他国との関係において自律的ではなくなりつつあることは確認される。金融、貿易、多国籍企業、広域経済圏、NGO、情報化、地球的問題群、さらには移民労働者、難民、国際犯罪、マフィアそしてディアスポラのもつ現実的意味の高まりは、「国民国家」の主権性を越える運動と捉えられる。
- (22) A.D. Smith, *op. cit.*, 1995, chap. 1の批判を参照。M. Miyoshi, "A Borderless World?", *Critical Inquiry*, No. 19, Summer 1993.
- (23) この点については、吾郷健二「国民国家の現在」『比較文明』、第七号、一九九一年、七七—八九頁。
- (24) この点で「国民」を取り巻く環境は大きく変化してきた。とくに「デニズン（合法的な永住者の資格を有する外国人）」概

念の必要性と定義について、トーマス・ハンマー『永住市民「デニズン」と国民国家——定住外国人の政治参加』明石書店、一九九九年、二六一—三四頁、五一—五三頁を参照。

- (25) B. Anderson, *op.cit.* : R.Brubaker, *Nationalism Reframed : Nationhood and the National Question in the New Europe*, Cambridge : Cambridge University Press, 1996, chap.1, esp., p.5.
- (26) D.Miller, *op.cit.*, pp.19-21.
- (27) E・ホブズボウム「序論——伝統は創り出される」E・ホブズボウム、T・レンジャー編（前川啓治、梶原景昭他訳）『創られた伝統』紀伊國屋書店、一九九二年。
- (28) B.Anderson, *Imagined Communities : Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, rev. ed., London : Verso, 1991,邦訳（白石さや、白石隆訳）『増補・想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、一九九七年。しかし、アンダーソンはその「国民」を幻想とは論じておらず、「国民」の文化を軽視する議論を展開していない。「想像の共同体」が意味したのは「国民の存在がそうしたメディアを通じて自己表現を見出す想像の集団的な行動に依っている」(D.Miller, *op.cit.*, p.32.) ということであり、「国民」が廃れゆくことにも言及してはいない。「実際には、日々顔を合わせる原初的な村落より大きいすべての共同体は「中略」想像されたものである。共同体は、その真偽においてではなく、それが想像されるスタイルによって区別される」。B.Anderson, *op.cit.*, 1983, p.15.
- (29) A.S.Milward, *The European Rescue of the Nation-State*, Berkeley : University of California Press, 1992, pp.36-44 ; A.Milward and V.Sørensens, "Interdependence or Integration? A National Choice", in A.S.Milward and V.Sørensen et al eds., *The Frontier of National Sovereignty : History and Theory 1845-1992*, London, 1993, pp.27,41.
- (30) A.S. Milward, "The Frontier of National Sovereignty", in S.Gustavsson and L.Lewin eds., *The Future of the Nation State : Essays on Cultural Pluralism and Political Integration*, Stockholm : Routledge, 1996, p.156.



- (31) A.D.Smith, *op.cit.*, 1995, p.viii.
- (32) D.Miller, *op.cit.*, pp.155 ff.,185-187.
- (33) D.Miller, *op.cit.*, p.113, and chap.2.
- (34) D.Miller, *op.cit.*, pp.19-21; A.D.Smith, *op.cit.*, 1995, pp.57 f.
- (35) B.Anderson, *op.cit.*, 1991, pp.1-4.
- (36) R.Brubaker, *op.cit.*, 1996, pp.7-10.

〈第二章〉

- (1) A.R.Aklaef, *op.cit.*, p.64.
- (2) G.Gottlieb, "Nations without States", *Foreign Affairs*, Vol.73, No.2, 1994, pp.100-112.
- (3) 関根政美『多文化主義の到来』朝日新聞社、二〇〇〇年を参照。
- (4) J・ハーバーマス「民主的立憲国家における承認への闘争」、C・テイラー他（佐々木毅他訳）『マルチカルチュラルイズム』岩波書店、一九九六年。
- (5) 同右、ガットマン「緒論」、四一六頁。さらに、「国民」を「日々の人民投票」と位置づけたE・ルナンにまで遡って「民族」「国民」である以上に市民であることの意義が、多民族的、複合的な「国民国家」の統合理念として、また諸民族共存の具体的課題として提示されてきた（E・ルナン、鶴岡哲ほか『国民とは何か』インスクリプト、一九九七年）。ここでは、市民としての「国民」には本来的に人種の相違や言語の複数性は問われず、それは共属意識と法的な契約（市民権）によって結ばれた政治的共同体として理解される。それは理念的にも歴史的にも確認され、ナショナリズム論においてもほぼ合意されている。  
D.Miller, *op.cit.*, p.22, f)れを強調する議論を「T.Masnam, "Fascists, Liberals, and Anti-Nationalism", in R.Caplan and J.Feffer eds.,

- Europe's New Nationalism : States and Minorities in Conflict*, New York : Oxford University Press, 1996, pp.60-63.
- (9) A.R.Aklaef, *op.cit.*, chap.3, *passim*, 46-47; Y.Peled, "Ethnic Democracy and the Legal Construction of Citizenship: Arab Citizens and the Jewish State", *American Political Science Review*, Vol.86, No.2, 1992, pp.432-443; T.Gurr, *op.cit.*, pp.154-177を参照。
- (7) A.R.Aklaef, *op.cit.*, p.65.
- (8) A.Heracleides, "Secessionist Conflagration : What Is to Be Done?", *Security Dialogue*, Vol.25, No.3, 1994, pp.286-288; *idem*, *op.cit.*, pp.493-520.
- (9) A.D.Smith, *op.cit.*, 1995, p.6; J.Breully, *Nationalism and the States, 2nd ed.*, Manchester : Manchester University Press, 1993, p.420.
- (10) A.D.Smith, *op.cit.*, 1995, pp.150 and 152.
- (11) *Ibid.*, p.158.
- (12) *Ibid.*, p.153.
- (13) *Ibid.*, pp.154 f.
- (14) D.Miller, *op.cit.*, p.158.
- (15) *Ibid.*, pp.94-98.
- (16) *Ibid.*, p.195, and p.188.
- (17) *Ibid.*, p.98.
- (18) A.D.Smith, *op.cit.*, 1995, p.99.
- (19) R・ローエン、前掲訳書、とくに第八章。R・ローエン（清水知久訳）『労働力の国際的移動』明石書店、一九八九年も参照。
- (20) K.R.Mingogue, *Nationalism*, New York : Basic Books, 1967, pp.114-117を参照。
- (21) 柄谷行人『〈戦前〉の思考』講談社学術文庫、二〇〇一年、九二―九三頁。

- (22) 近年の記憶をめぐる論争はあらためて一つの重要な「外交カード」として国際政治の重要な焦点となっている。とくに日本とドイツに関わるものが多いが、その議論の代表的な争点として、①ドイツの歴史家論争（高橋哲哉『記憶のエチカ』岩波書店、一九九五年）、②日米関係、とくにパール・ハーバー（油井大三郎『日米戦争観の相剋』岩波書店、一九九五年、藤原帰一『戦争を記憶する』講談社現代新書、二〇〇一年）、③日本とアジア諸国との関係が挙げられる（小森、高橋編、前掲書）。
- (23) M.Ignatieff, *The Warrior's Honor: Ethnic War and the Modern Conscience*, New York: Henry Holt, 1997, p.27.
- (24) 桜井哲夫『戦争の世紀——第一次世界大戦と精神の危機——平凡社新書、一九九九年、七七一—九〇頁を参照。
- (25) 姜尚中「国民の心象地理と脱—国民的語り」、小森、高橋編、前掲書、一四四—一四五頁、同「ナショナリズムの逆襲——記憶としての国民」『大航海』、第一五号、一九九七年、五四—六〇頁を参照。
- (26) M.Ignatieff, *op.cit.*, p.185.
- (27) A.D.Smith, *op.cit.*, 1995, p.143.
- (28) J.N.Roseman, "Governance in a Globalization", in D.Held and A.McGrew eds., *op.cit.*, pp.181-188.
- (29) J・トムリンソン（片桐信訳）『グローバルゼーション——文化帝国主義を超えて』青土社、二〇〇〇年、三三—三九頁。
- (30) D.Held, "Farewell Nation State", *Marrxism Today*, December 1988; J-M.Guehenno, *The End of the Nation-State*, trans by V.Elliott, Minneapolis: University of Minneapolis Press, 1995, chap.1.
- (31) S.Sassen, *op.cit.*, pp.xii-xvi, 邦訳、四二—四六頁。
- (32) R.Vayrynan, "Sovereignty, Globalization and Transnational Social Movements", *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol.1, No.2, 2001, p.243.
- (33) J・クリスティヴァ（池田和子訳）『外国人——我らの内なるもの』法政大学出版局、一九九〇年、M・イクナティエフ（添谷育志、金田耕一訳）『ニーズ・オブ・ストレンジジャー』風行社、一九九九年を参照。

(34) R.Brubaker, *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, Cambridge: Cambridge University Press, 1996, p.3 and chap.2, pp.23 f.

(35) 以下ではグローバルゼーションによる「国民国家」の衰退は明確に否定される。G.Jusdanis, *op.cit.*, pp.192-196.

〈結 章〉

(1) 柄谷、前掲書、二五六―二五七頁。

(2) E・ホブズボウム、前掲訳書、四七―四八頁。

(3) A.R. Aklaef, *op.cit.*, p.56.

(4) S.P.Huntington, "The Clash of Civilizations?", in R.K.Betts ed., *Conflict After the Cold War: Arguments on Causes of War and Peace*, (Second ed.), New York: Longman, 2002, pp.207-224. S.P.Huntington, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, New York: Simon and Schuster, 1996. 邦訳(鈴木主税訳)『文明の衝突』集英社、一九九八年、第一二章。

(5) S・ハンチントン(鈴木主税訳)『文明の衝突と二十一世紀の日本』集英社新書、二〇〇一年、一〇二頁。

(6) 近代国家の普遍化は近代としての普遍主義の展開であり、「第三世界」とは西欧の〈内部〉への「同化」であった。帝国主義に貼りついていた「西欧」に取り込まれることでしか反帝国主義でありえなかったのが「民族解放」であった。「国民建設」はそれゆえに、西欧諸国と同様に、エスニシティと文化の解体を経なければならなかったのである。「第三世界」が追従せざるをえなかった西欧モデルとしての「国民国家」については、A.D.Smith, *State and Nation in the Third World: The Western State and African Nationalism*, Sussex: Wheatsheaf, 1983, chap.1を参照。

(7) 例えば、A・アブデルマルク(熊田亨訳)『民族と革命』岩波書店、一九七七年。

(8) M.Ignatieff, *op.cit.*, p.107.

- (9) *Ibid.*, p.159.
- (10) D.Callahan, *Unwinnable Wars : American Power and Ethnic Conflict*, New York : Hill and Wang, 1997, pp.69-71.